

中国四国防衛局達第4号

改正 平成23年3月31日中国四国防衛局達第5号

改正 平成29年12月4日中国四国防衛局達第9号

改正 令和2年3月23日中国四国防衛局達第29号

改正 令和4年4月1日中国四国防衛局達第1号

改正 令和5年3月27日中国四国防衛局達第7号

情報公開・個人情報保護室の設置に関する規則を次のように定める。

平成19年9月1日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

情報公開・個人情報保護室の設置に関する規則

(設置)

第1条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に伴う行政文書の開示等及び個人情報の開示等に関する事務を円滑かつ適切に処理するため、中国四国防衛局総務部総務課に、情報公開・個人情報保護室を置く。

(所掌事務)

第2条 情報公開・個人情報保護室は、中国四国防衛局の保有する情報の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の手続等に関する事務のほか、防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）第2条第1項に定める事務並びに防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第3条第1項に定める事務をつかさどる。

(構成)

第3条 情報公開・個人情報保護室は、室長、副室長、室長補佐及

び室員をもって構成する。

- 2 室長は、総務課長をもって充てるものとし、室の事務を掌理する。
- 3 副室長は、報道官をもって充てるものとし、室長を助け、室の事務を整理する。
- 4 室長補佐は、総務課課長補佐（総務、企画、審査担当）をもって充てるものとし、室員を指揮監督し、室の事務に従事する。
- 5 室員は、総務課審査係長及び室長が指定する同課の職員をもって充てるものとし、室の事務に従事する。

（関係課等の協力）

第4条 室長は、情報公開・個人情報保護室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係課等の長に対し協力を求めることができる。

- 2 関係課等の長は、情報公開・個人情報保護室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、情報公開・個人情報保護室の運営に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日中国四国防衛局達第5号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月4日中国四国防衛局達第9号）

この達は、平成29年12月4日から施行する。

附 則（令和2年3月23日中国四国防衛局達第29号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月8日中国四国防衛局達第1号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日中国四国防衛局達第7号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。